

公 示 日 : 2021 年 6 月 9 日 (水)

調達管理番号 : 21a00314

国 名 : インド

担 当 部 署 : 社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

調 達 件 名 : インド国レジリエントな山岳道路のための維持管理能力向上プロジェクト基本計画策定調査 (山岳道路・橋梁維持管理)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 山岳道路・橋梁維持管理
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月下旬 から 2021 年 11 月中旬 まで
- (2) 業 務 M/M : 現地 0.43M/M、国内 0.70M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業 務 日 数 : 準備期間 7 日、現地業務期間 13 日、整理期間 7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2021 年 6 月 30 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 7 月 16 日 (金) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	山岳道路・橋梁の維持管理に関する業務
対象国／類似地域	インド／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドは世界第二位の道路交通網を有しており、道路の総延長は約 622 万 km (出典：インド道路交通省年次報告書 2020-2021) に及ぶ他、道路は旅客輸送の 85.2%、貨物輸送の 62.9% (出典：インド基本道路統計 2016-2017) を担っており、国内の運輸部門を支える重要な輸送手段である。更に、インドの車輛登録台数は 2007 年度以降の約 10 年間で年率約 10.1% (出典：インド道路交通省年次報告書 2019-2020) で増加しており、急増する交通需要を支えるための道路インフラの重要性は増していくものとみられる。

道路交通省 (MoRTH : Ministry of Road Transport and Highways) の下部組織であるインド国道庁 (NHAI : National Highways Authority of India) は、2001年より国道開発プロジェクト (National Highways Development Project: NHDP) を開始し、首都デリー、西部のムンバイ、東部のコルカタ、そして南東部のチェンナイを結ぶ「黄金の四角形」をはじめとする大都市間の道路整備を進めてきた。2001年当時に計画していた全区間 (7,522km) の道路建設工事が終了する等、主要幹線道路は整備が進み、2017年以降はNHDPの後続として開始されたバラットマラ計画 (Bharatmala Pariyojana) (フェーズ 1) の下で、国道開発が更に進められている。特に、北東部地域やヒマーチャルプラデシュ州等における山岳道路の開発を最優先課題の一つと位置付けており、MoRTH、NHAIだけでなく、2014年にインド北東部地域と戦略的国境地域における国道の整備・管理を行う目的

で設立された国道インフラ開発公社（NHIDCL：National Highways and Infrastructure Development Corporation Limited）が山岳道路開発を進めている。

かかる状況をふまえ、JICAは山岳道路の開発に係る支援として、技術協力プロジェクト「持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト」において、山岳道路の整備に係る各種ガイドラインの作成や研修を実施している他、有償資金協力において北東部地域の国道整備を進めるなど、ソフト面・ハード面の両面で山岳道路整備に係る支援を行っている。

しかしながら、山岳道路の法面が崩壊したり落石が発生する区間がある等、豪雨等の災害後の復旧や補修、維持管理が十分でない道路も多くみられている。加えて、山岳道路上の橋梁や法面の詳細点検、損傷判定等が十分に行われず、それらの維持管理状態も良好ではない。MoRTH、NHAI、NHIDCL、各州政府の公共事業局（PWD）の山岳道路の維持管理にかかる知識、能力、経験が必ずしも十分でないことが、山岳道路を良好な状態に保つのに支障となっている。

「インド国レジリエントな山岳道路のための維持管理能力向上プロジェクト」（以下、「本事業」と言う。）は、インドにおいて山岳道路の維持管理能力の向上を図るための技術協力プロジェクトとして要請されたものであり、その実施により山岳道路の適切な管理や長寿命化に貢献することが期待されている。

今回実施する基本計画策定調査は、本事業の実施に必要な情報を収集・分析するとともに、インド側実施機関との協議や情報収集結果をふまえ、プロジェクトの実施体制や活動内容等をプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix。以下「PDM」という。）やプラン・オブ・オペレーション（Plan of Operation。以下「PO」という。）等を用いて整理し、インド側関係機関と本プロジェクトに係るミニッツ（M/M）締結を行うことを目的とする。更に、本基本計画策定調査において情報収集・整理した結果について、調査結果として取りまとめる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員や他団員と協議・調整を行いながら、担当分野に関する技術協力プロジェクトの形成に向けて必要なデータ、情報を収集・整理し、分析する。また、本業務従事者は、他の分野を担当する団員と共に業務報告書（基本計画策定調査報告書）（案）の取りまとめに協力する。

具体的な担当事項は次のとおりとする。いずれの業務も、他団員（JICA 直営団員及び他の分野を担当する団員）とともに協力・調整の上実施すること。

- （1） 準備期間（2021年8月上旬～9月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、インド国側関係機関（C/P 機関）等の情報収集先に対する質問票（案）（英文）、協議説明資料（案）を作成する。インド側関係機関への質問票は JICA インド事務所を通じて事前配布を行う。
 - ② 他の分野を担当する団員と共に、他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集・分析を行う。
 - ③ 他の分野を担当する団員と共に、基本計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
 - ④ プロジェクトの PDM 案、PO 案、M/M（Minutes of Meetings）案の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
 - ⑤ JICA や他の分野を担当する団員との打合せや対処方針会議に参加する。
 - ⑥ インドの山岳道路開発に携わっている ODA 事業関係者に対し、ヒアリング等により情報収集する。（※準備期間で実施できないものは現地業務において実施する。）
- （2） 現地業務（基本計画策定調査）期間（2021 年 9 月中旬～9 月下旬）
- ① JICA インド事務所等との打合せに参加する。
 - ② インド側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ JICA インド事務所を通じてあらかじめ配布した質問票の回収に協力し、分析を行ったうえで、分析結果を団内で共有する。
 - ④ プロジェクトの背景・目的・内容を確認する（要請書や他調査の内容を踏まえた上で、インド側関係機関のニーズを確認する）。
 - ⑤ 他の分野を担当する団員と協力の上、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり想定している¹。
 - ・インドにおける国道の維持管理に係るインド側道路関係機関（組織内を含む）における権限、関与
 - ・インド側道路関係機関の職員数（男女比を含む）、女性職員の雇用促進、女性職員の人材育成等女性のエンパワメントに資する活動や取組の有無
 - ・インドの国道およびその橋梁の維持管理に係る制度や政策（山岳道路関連事項およびジェンダー関連事項があれば同情報も収集する）
 - ・国道の路面・橋梁の維持管理に係る規定・基準（山岳道路関連事項があれば同情報も収集する）

¹ 現地で調査すべき項目および留意点についてはプロポーザルにて提案すること。

- ・国道の路面・橋梁の維持管理に係る計画・予算（山岳道路関連事項があれば同情報も収集する）
 - ・国道の路面・橋梁の維持管理に係る実施状況（点検、診断、補修、記録等）（山岳道路関連事項があれば同情報も収集する）
 - ・山岳部の国道の路面・橋梁の維持管理の課題
 - ・国道の維持管理に係る民間企業の現状・能力（山岳道路関連事項があれば同情報も収集する）
 - ・国道の路面・橋梁の維持管理機材に係る保有状況（山岳道路関連事項があれば同情報も収集する）
 - ・インド側関係機関職員及び民間企業における国道の維持管理に係る教育・訓練体制（山岳道路関連事項があれば同情報も収集する）
 - ・国道の通行規制等の措置およびその関連制度
 - ・山岳部の国道における交通事故ブラックスポット情報、交通安全上の課題（特に女性の利用者による事故のパターン等があれば、課題やニーズについても把握する。）
 - ・他ドナーの山岳道路維持管理に係る支援実施状況
- ⑥ 調査結果をふまえ、他の分野を担当する団員とも協力しながら、担当分野におけるプロジェクトの内容（実施体制やプロジェクトの方向性、PDM案（和文、英文）、PO案（英文）等）を検討する。
 - ⑦ 上記の検討結果を他の分野を担当する団員と協力し、JICA 社会基盤部に対し、説明（中間報告）する。
 - ⑧ インド側関係機関と協議し、他の分野を担当する団員や JICA 職員とともにプロジェクトの方向性を定める。インド側関係機関と協議で合意した内容について、担当分野に係る PDM案（和文、英文）、PO案（英文）、基本計画策定調査ミニッツ（M/M）（案）（英文）に係る作成に協力する。
 - ⑨ 担当分野に係る面談録及び収集資料リストを作成し、取り纏めに協力する。
 - ⑩ 担当分野に係る現地調査結果を団内に共有するとともに、JICA インド事務所に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2021年10月）
- ① 基本計画策定調査にて収集した情報や資料の整理・分析（収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ等）を行う。
 - ② 帰国報告会及び必要に応じて打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ 担当分野に係る業務完了報告書（基本計画策定調査報告書）（案）の準備

を行うとともに、記載内容に関し、他の分野を担当する団員との調整、最終化に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年10月22日までに提出。提出にあたっては、Word及びPDF等の電子データにて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。

航空経路は、日本⇒ニューデリー⇒日本を標準とします。

※新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により航空便が減便・運休等の対象となっている場合があります。見積時点で就航している現実的な路線にて計上ください。

(2) コロナ対策に関する経費

PCR検査費用、隔離期間の待機費用等は見積書には計上不要です。契約交渉時に確認します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年9月中旬から下旬の2週間弱（13日間）を予定しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためインド入国後に14日間の自主隔離が求められています（今後インド政府の水際対策次第で変更となる可能性あり）。このため、2021年9月上旬に現地到着後の自主隔離に入れるよう、フライトの調整・宿舍手配をお願い致します（なお、現地での自主隔離期間中の一部は、準備期間の業務に従事頂く予定です）。

本業務従事者は、JICA 調査団員に約 1 週間先行して現地調査開始を予定しています。

現時点では現地業務の実施を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による現地渡航制限等が発生した場合は、国内業務への振替による遠隔での調査等を実施する場合があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 山岳道路・橋梁維持管理 (本コンサルタント)
- エ) トンネル維持管理 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 山岳道路の法面維持管理 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA インド事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：なし
- イ) 宿舎手配：なし (※他の調査団員と共に移動することを想定しているため、ニューデリーでの宿舎手配については、契約後、宿泊料以下のホテルで相談させていただきます。)
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：現地調査の概要スケジュールについては JICA がインド側実施機関に事前に連絡し、JICA が最初のアポイントをアレンジしますが、その他のアポイントについては本業務従事者によるアポイント取付けが必要となる想定です。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関連する以下の資料が以下のウェブサイトで公開されていますので、ご参照ください。

- ・『インド国北東州道路網改善事業準備調査報告書』 (2018)
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_107_12309001.html
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_107_12309019.html
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_107_12309027.html
- ・『インド国持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト』事

前評価表（2015）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1500456_1_s.pdf

- ② 本業務に関連する以下の資料を当機構社会基盤部運輸交通グループ第1チームにて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（imgtr@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「インド国持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト詳細計画策定報告書（案）」「インド国持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクトにおいて作成したガイドライン（案）」「インド国北東部地域における連結性改善に係る情報収集・確認調査 最終報告書（抜粋）」「本事業の要請書」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：インド山岳道路関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、在インド日本大使館や JICA インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上